



Ishigaki

日本最南端の自然文化都市



稚内市と交流平和祈念鐘打式

最北端の友好都市稚内市と石垣市は8月20日（氷雪の門・九人の乙女の碑平和祈念日）と9月1日（子育て平和の日・大韓航空機遭難者慰霊の日）に「世界平和の鐘」交流平和祈念鐘打式を開催しています。

9月1日に行なわれた鐘打式には多くの市民とともに新栄保育所の園児も出席し、世界の恒久平和と子どもたちの健やかな成長を願いました。

1995年 9月号
No. 289

（平成7年9月10日発行）

人口と世帯数

総人口 42,961(+100)

男 21,615(+ 41)

女 21,346(+ 59)

世帯数 15,130(+ 51)

（平成7年7月末日現在）

今月の主な内容

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 石垣・台湾チャーター直行便出発…………… P 2 | 国保税2割軽減を新設…………… P 4 |
| 「ゆとり創造宣言都市」に指定…………… P 3 | 国勢調査にご協力を…………… P 5 |
| 防災パンフレットを配布…………… P 3 | 「心の体験の輪を広げよう」作文募集… P 7 |

平和の誓いを新たに 終戦記念日平和祈念鐘打式

太平洋戦争終結から半世紀の歴史の節目となった八月十五日、終戦記念日平和祈念鐘打式が新栄公園で行われ、多数の市民が参加しました。

五十年前の八月十五日、日本の敗戦によって第二次世界大戦が終結しました。

鉄の暴風と呼ばれた「沖縄戦」、地上戦闘こそないものの幾多の悲劇を生んだ「戦争マラリア」、そして広島・長崎への「原爆投下」と数多くの尊い人命を失い、国民の悲嘆とともに悲惨な戦争が終わりを告げました。

かつてドイツのワイツェッカー大統領は戦後四十年の節目において「過去に目を閉ざすものは現在にも盲目となる」という戦争責任を示す有名な演説を行いました。

現代を生きる私たちに課された責務は、私たちの先人はあの戦争の被害者であったと同時に、海外においてわが国が侵略を行った加害国であっ



多くの市民が参加して行なわれた鐘打式

た事実を改めて認識することだと思えます。

平和の歩みを

恒久平和は、人類が等しくいなく願望であり、永遠の課題です。

石垣市は昭和五十九年三月に「非核平和都市宣言」を行い、多くの市民に平和の大切さを呼びかけるため、様々な取り組みを行い、平和の歩み

を重ねてまいりました。戦後半世紀という歴史的節目の年を迎えるに当たり、市民一人ひとりが過去の歴史の上に立ち、戦争の悲惨さを後世に形あるものとして語り継ぎ、真

の恒久平和を祈念するため平和憲法の心を生かした積極的な平和行政を推進していききたいと思えます。

この歴史的な節目の年に当たり、市民一人ひとりが平和

蘇澳鎮と姉妹都市締結調印式

石垣―台北間チャーター便就航

古くから交流の深い台湾・蘇澳鎮と石垣市との姉妹都市締結調印式が来る九月二十六日に蘇澳鎮で行われます。

これまでの交流の上に、さらに経済、教育・文化等の交

流を進めることにより、本市の振興発展と国際交流の推進に大きな期待が寄せられています。

今回の姉妹都市締結調印式には、関係者の協力を得て、石垣―台北間のチャーター便（エア―ニッポン機）が就航することになりました。国際路線の実現へ向けて市民に大きな夢と希望を与え、本市の国際化が促進されるものと期待されています。

石垣市と台湾は直線距離にして二百四十キロの距離にあり、古くから市民レベルの交流や産業経済面での交流がなされてきました。特に十三年前から蘇澳鎮と本市のJICとの間で活発に交流が深められました。最近では両市の親善

憲法の理念を尊重し、平和の誓いを新たに、この石垣市から平和の心を発信していきましよう。

十数年来の交流を重ねた両JICの皆さん（観音堂近くの平和祈願之碑前）



交流団が双方を訪れ市民レベルの交流も盛んに行なわれています。

また、七月二十日には林鎮夫婦をはじめ議会、観光・商工会、漁業、経済・文化関係者三十一名が来島し、歓迎交流会や四方字の豊年祭、島内産業視察などを行いました。



昨年五月、大瀨市長が蘇澳鎮を訪れ林鎮長と交流を深めました

「ゆとり創造宣言都市」に指定

石垣市は、労働省・全基連（社団法人全国基準関係団体連合会）が推進する「ゆとり創造宣言都市」に指定され、八月二十三日に指定都市決定書の交付式が行われました。

この事業は、市民のゆとり創造を進めようとする都市を対象として、その広報啓発活動を支援する「ゆとり創造宣



「ゆとり創造宣言都市」決定書が石垣市へ交付されました

言都市奨励事業」の平成七年度対象都市（全国十九市）として実施されます。

ゆとりは時間的余裕だけでなく、むしろその余暇時間の使い方に深く関わっていると考えられます。精神的な豊かさとして併せて心の安らぎを覚えるときに、私たちは充実感に満たされるのではないのでしょうか。

心豊かな市民生活を

そのためには、単に労働時間の短縮のみでなく、職場、家庭、地域において、ゆとりを考慮しながら、バランスよく発展するようコンセンサスの形成を図る必要があると考えます。ゆとりは心豊かな市民生活と住みよいまちづくりの第一歩であることを認識し、市民一人ひとりが、そして企業や各種団体、石垣市がゆとり創造に取り組んでいくことが大切です。今後、全国の自治体においても、行政による

住民の余暇活動のための環境整備と条件整備の推進がますます重要になってまいります。石垣市では「ゆとり創造宣言都市」の指定決定を受けて、

ふだんからの備えがいざというとき命を救う

防災パンフレットを配布

「防災の日」の九月一日、石垣市災害対策本部は、市民の防災意識の啓発・高揚を図ることを目的に、あやばにモーターで防災リーフレットとサンダンカなどの苗を配布しました。

今年一月十七日に発生した



市民へ防災パンフレットを配布

真のゆとりの実現に向け市民の代表で構成する「石垣市ゆとり創造プラン協議会」を設置し、市民生活を豊かで実りあるものにしていくための論

阪神・淡路大震災は大都市を大地震が襲うとどうなるかを示し、市民の生命と生活を守る万全の防災対策と、災害に強いまちづくりが重要な課題であることを認識しました。

自然災害の被害を最小限に食い止めるためには、ふだんから防災について家族で話し合い、災害に対しての備えが何より大切です。

災害への備えは、地震だけではなく、台風や洪水など、自然災害全般に共通しており、

議を真剣に、そして誠実に積極的に取り組むことのできるゆとり創造プランの策定を進めてまいります。

生活のなかの工夫を織り交ぜながら、日頃から災害に対して備えておくことが大切です。特に地震は台風や洪水などと違って突然襲ってきますので、普段の備えがより必要になるのです。

いざ災害が起きたら

地震の被害で恐ろしいのが、津波や火災、土砂崩れといった二次災害です。特に津波は地震発生直後に襲ってくるケースもあり、揺れが収まり身動きがとれるようになったら高台に避難することが必要です。災害への備えをしっかりとするとともに状況にあった行動をとらなければなりません。

地震の場合は発生直後約一分間の行動が生死を分けるといわれています。

地震や台風など自然災害に対する正しい知識を身につけ、災害時に的確な行動をとりましょう。

国民健康保険税条例を一部改正 国保税の2割軽減措置を実施



国保税の内訳

区 分		平成6年度	平成7年度
応能割	所得割	7.13%	据え置き
	資産割	24.07%	
応益割	均等割 (一人当りの税額)	12,200円	13,800円
	均等割 (一人当りの税額)	13,600円	15,300円
最高限度額		50万円	52万円
基礎控除額		31万円	33万円

軽減対象世帯が増え、国・県・市の補助金なども増える

今回の条例改正で応益割合が見直されたため、軽減対象世帯は、53%（前年度は43%）になりました。また、平成8年度には、現行の6割軽減は7割軽減に、4割軽減は5割軽減に変わりますので、中間及び低所得者層の皆さんの税負担は軽くなります。

さらに、今回の条例改正では、国保税の負担を軽くするため一般会計から、1億1千5百万円の拠出を受け、国または県からの補助金が約2千9百万円も増えました。

国保税負担の適正化と中間及び低所得者の皆さんの税負担を緩和するため、応益割（均等割・平等割）がそれぞれ見直しされました。

平成6年度の医療費の伸びは7.04%

平成6年度における一人当たり医療費は、金額にして15万4千517円となり、前年度に比べ7.04%（前年度は6.64%）伸びました。

平成7年度では、さらに老人医療費拠出金が2億300万円も増え、医療費全体では2億9千3百万円も増加することが見込まれます。そのため、国保条例が改正され、これまでの6割・4割軽減に加え、新しく2割軽減制度が実施されることになりました。この改正により、税率の改正と中間・低所得者の税負担が緩和されます。

軽減制度を広げるためには、税負担のバランスの調整が必要

平成7年度の法律改正では、国保税の応能割（所得割・資産割）と応益割（均等割・平等割）との比率が45%から55%未満の市町村は、これまでの6割・4割に加え、新たに2割軽減制度が新設されました。

しかし、石垣市における応益割の比率は43%と低いため、軽減制度の導入ができません。そのため今回の条例改正では、応益割合を46%に高めるために次の表のとおり税率改正が行われました。

2 割軽減の要件及び申請

新設された2割軽減については、前年の世帯総所得金額が〔33万円＋（34万円×被保険者数）〕以下の世帯に2割の税額を減額する制度です。2割軽減の適用を受ける場合は世帯主の申請が必要です。（申請締切りは9月30日です）

保険税の軽減制度とは、国の定める所得水準を下回る世帯について、保険税のうち均等割額（1人当り）と平等割額（世帯当り）の合計額から算出された税額を軽減する制度です。

一般会計から国保税への繰入額

繰入金の種類	平成6年度 決算	平成7年度 予算
国保税の負担を軽減するため	109,000千円	115,000千円
中・低所得者の国保税を軽減するため	80,510千円	97,232千円
国保財政の安定化を支援するため	66,954千円	68,744千円
出産育児一時金等を支給するための援助として	42,080千円	46,800千円
職員の人件費など国保事業の運営を援助するため	101,254千円	102,964千円
合 計	400,139千円	430,740千円

21世紀の日本を
考える基礎です

国勢調査にご協力を!



10月1日、全国一斉に国勢調査が行われます。国勢調査は、大正9年から5年ごとに行われ、今回は16回目になります。

国勢調査は日本に住んでいるすべての方が対象となります。ですから、もちろんあなたも、あなたのご家族も対象です。

簡単です、安心です、調査内容

調査は、9月下旬から調査員がお宅にお伺いし、世帯ごとに調査票を配布します。

調査の項目は全部で17項目。ご家族全員の氏名、出生年月、就業状況などです。

旅行などで一時留守にしている方、長期滞在している方、生まれたばかりの赤ちゃんも含まれます。また、アパートなどに一人で暮らしている方、下宿している方は、一人ひとりご記入ください。

記入していただいた内容を、他にももらしたり、統計以外の目的に使用することは法律で固く禁じられています。どうぞ安心して、ご記入ください。調査票は後日、調査員が受け取りに伺います。

暮らしに活かされます、調査結果

国勢調査は、法律に基づいて国が行う調査です。調査の目的は、わが国の人口を正確に把握するほか、急ピッチで進行する高齢化、国際化の状況、世帯の構成、住宅の状況など、日本の現在の姿を正確に知ることにあります。調査の結果は、国や都道府県・市区町村が、これからの行政施策を進める上で大切な資料となり、私たちの暮らしのさまざまな分野で活かされていきます。

調査結果は社会の貴重な財産となり、また、より快適で住みよい日本、安心できる未来を築くための道しるべとなるのです。

10月1日、国勢調査に、ぜひ皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ

石垣市国勢調査実施本部（総務部企画室）

☎ 2 - 9 9 1 1 （内線133・571）

宅地貸付料 美崎町貸地料を改定

石垣市は十月一日付けで宅地貸付料と美崎町貸地料を改定することとなりましたので市民の皆様のご理解とご協力を願います。

貸地料の改定は美崎町が昭和六十三年五月一日以来七年ぶり、宅地は平成三年四月一日以来四年ぶりになります。

今回の改定は前回の改定時から七年（宅地は四年）が経過し、その間の社会情勢の変

動、地価の上昇等により民有地の貸地料に比べて著しい差があることから市有財産の適正価格の見直しを図るために行われます。

【改定の内容】

①過去二回の改定率等と七年余の据え置き期間を考慮して、おおむね二回分と見なした改定とする。②不動産鑑定評価額（平成六年十二月）を基礎に、他市を参考にし、一級地

宅地貸付料改定額

	単位		現行額	改定額	比率(%)
1 等 地	1㎡/月	一 般	69円	136円	97.1
		官公庁	69円	171円	155.22
2 等 地	1㎡/月	一 般	40円	73円	82.5
		官公庁	40円	92円	130.0
3 等 地	1㎡/月	一 般	29円	36円	24.13
		官公庁	29円	45円	55.17
4 等 地	1㎡/月	一 般	16円	26円	62.50
		官公庁	16円	33円	106.25
5 等 地	1㎡/月	一 般	8円	9円	12.50
		官公庁	8円	12円	50.0
6 等 地	1㎡/月	一 般	3円	5円	66.66
		官公庁	3円	7円	133.33
新栄町(上)	1㎡/月	一 般	71円	111円	56.33
		官公庁	71円	111円	56.33
新栄町(下)	1㎡/月	一 般	64円	76円	18.75
		官公庁	64円	76円	18.75

④改定額表
は鑑定評価額の八十%（改定率にして七十%）し、二級地については一級地の改定（上昇）率を基準に算定する。

区 分	単 位	現 行 額	改 定 額
1 級 地	1 ㎡ / 月	80円	136円
2 級 地	1 ㎡ / 月	74円	126円

- ④公共団体（官公庁）については、不動産鑑定額のとおりとする。
- ⑤二級地の一部旧漁協跡地（離島棧橋付近）については一級地へ区分替える。
- ⑥貸地料改定にあたり、賃借人へ「改定のお知らせ」で通知し、理解と協力を求める。
- ⑦新たに土地賃貸借契約第四条に基づく「土地賃貸借変更契約書」を締結する。
- ⑧予算については九月補正にて歳入計上する。

県民一〇〇万本植樹運動

県では、太平洋戦争・沖縄戦五十周年を機に、去る大戦で失われた緑を復元し、新たな緑の創出を図るため「県民百万本植樹運動」を実施しています。

『あなたも一本、私も一本、みんなで一〇〇万本』を合い言葉に、県民で木を植え「みどりの美ら島」をつくりましょう。（アバウト等では、ペランダ等を活用して鉢に植えます。）



なお、平成七年一月一日以降に植樹した方は、官製ハガキに次のことを記入し五十円切手を貼って送付してください。

- ①植えた日②植えた場所③木の種類、本数（種類ごとに）
- ④苗木を求めたところ
- 〔ハガキの送付先〕
〒九〇〇
那覇市泉崎一―二―二
沖縄県農林水産部みどり推進課内

「県民百万本植樹運動」実行委員会事務局

★報告した方は、県民一〇〇万本植樹運動実施台帳に記載し、保存するとともに抽選で記念品を贈呈します。

主催：沖縄県／共催：市町村
後援：沖縄総合事務局
問い合わせ：
沖縄県みどり推進課

〇九八―八六六―二二九七

「心の体験の輪を広げよう」作文募集について

12月9日に開催される「障害者の日・市民のつどい」をPRし、障害者に対する理解の輪を広げ、すべての人が相互に触れ合った体験を通して学んだことや感じたこと、あるいは社会に訴えたいことを内容とする「心の体験の輪を広げよう」の作文を募集します。



募集方法

(1)募集テーマ

心の体験（出会い・ふれあい・語り合い）

(2)応募資格

小学生以上の市民

(3)応募方法

- ①小学生（低学年1年～3年生・高学年4年～6年生）・中学生・高校生・一般市民の5部門に区分する。（尚、応募作品は未発表のものに限る。）
- ②原則として400字詰原稿用紙（B4版縦書き）を用い、5枚以内とする。
- ③別紙にタイトル、住所、氏名（ふりがな）、年

齢（生年月日）性別、職業又は学校名（学年）電話番号、その他（障害の有無等）を記入して応募作品に添付する。

(4)表彰

- ①5部門ごとに最優秀作品（1点）、優秀作品（1点）佳作作品（1点）に賞状及び副賞を贈呈する。
- ②最優秀作品（各部門）は、12月9日の「障害者の日市民のつどい」で発表を行う。

(5)募集期間

平成7年9月1日（金）～10月31日（火）

(6)応募先

石垣市民生部福祉事務所

(7)その他

- ①応募作品は原則として返却は致しません。
- ②全作品は、12月9日（土）「障害者の日・市民のつどい」の会場に展示します。

——問い合わせ先——

石垣市民生部福祉事務所福祉課（障害福祉係）

☎2-9911(内線268・269) 2-5045(直通)

市民の声を行政運営の改善に

行政相談週間始まる（10月15日～21日）

「行政相談制度」は、役所の仕事に関する苦情や意見・要望等を受けて、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

総務庁では、この制度を広く国民の皆様にご利用していただくため、毎年「行政相談週間」を実施しており、今年は10月15日（日）から21日（土）までを秋の行政相談週間と定めています。

このようなときにご相談を

（相談は無料で秘密は固く守られます）

- ①役所の説明に納得できない
- ②役所の処理が遅い、又はまちがっている
- ③役所に苦情を申し出たが、その措置に納得できない
- ④どこに申し出たらよいか分からない
- ⑤役所に要望したいこと

このような相談を受付けます

- ①国民年金に加入したいが手続きが分からない

- ②国民健康保健税額について疑問がある
- ③道路の凸凹を補修してほしい
- ④理由もなく解雇されたうえ賃金も払ってもらえず納得できない
- ⑤サラ金業者の悪質な取立で困っているがどこに相談したらよいか分からない

相談は行政相談員へ



大島 彦松
☎2-3839



砥板 京子
☎3-9762

沖縄行政監察事務所では、次の電話で常時相談を受け付けております

○行政苦情110番 (098)867-1100

※休日・夜間は留守番電話

○暮らしの総合行政相談所 (098)861-3794

保健婦だより

健康診断（健診）のはなし
 石垣市では毎年、各地区で健康診断を行っています。今回はこの健康診断（健診）についてのはなしです。

受けていますか？健診

各地域で行われる健康相談では、これまで健診を受けたことのない方が血圧を測ってみると血圧は高く、本人もびっくり、ということがしばしばあります。

私達は体に不調を感じると医療機関へ行きますが、自覚症状がなく健康に自信があるのと、つい油断して自分の体への配慮を忘れてしまいがちです。しかし自覚症状があまりなく、気付かぬうちに深く静かに進行していく病気が日本人の死亡原因の六十三%をも占めていることを存じでしょうか？

いわゆる成人病です。石垣市の平成五年の統計でも約五十六%の人がこの成人病で死亡しています。「まだ若い」「忙しい」「病

気が見つかるのがこわい」と言っている場合ではありません。定期的に健診を受け自分の体の状態をつかんでおくことを是非、お勧めします。

健診を受けた後

どうしていますか？さて、健診を受けたのは良いのですが、受けただけで安心していませんか？

健診後は「異常なし」や異常の程度によって「要治療」や「要指導」などの指示が出されます。異常の見つかった方はその指示をしっかりと守らなければ検診を受けた意味がありません。早目にその指示を実行に移すことです。「異常なし」といわれた方は現時点では健康体であるということですが、今のままの生活を続けてよいといわれたわけではありません。油断し、不規則・不摂生な生活を続けていると来年にもそのしわよせが表れてくるかもしれません。今のままの生活でよいのか、健診を機に今一度自分の生活を振り返り、現在の健康な体を維持するよう「栄養」「運動」「休養」のバランスのとれた

生活を心掛けましょう。

生活習慣を変えるよう指示される方が多いことと思いますが、決断し、実行するには強い意志が不可欠です。人生においてあなたが試されていると思ってください。

その手助けとして各地区で健康相談も開かれています。是非御活用下さい。健康はあなた自身の為だけでなく、家族の為に大切だということも忘れずに。

民生部 健康増進課
 赤嶺 幸枝

市内で行われている健康相談

場 所	日 時
市役所 保健婦室 (市民生活課右隣) ☎2-1279 (内線236・237)	毎月第2・4金曜日 午後1時～午後3時
登野城漁港 (東2組倉庫)	毎月第1木曜日 午前9時～午前11時半
新栄町自治公民館 (真謝弁当屋裏)	毎月第1水曜日 午後1時～午後3時
新川団地自治会室(県営新川団地3号棟北)	毎月第1金曜日 午前9時～午前11時
双葉公民館	毎月第3火曜日 午前9時～午前11時
マル平建設倉庫	毎月2回開催 午後2時～午後3時半
川平保健指導所 ☎8-2240	毎月第2・4金曜日 午前9～午前11時
伊原間保健指導所 ☎9-2240	月曜日から金曜日 午前9時～午前11時 午後1時～午後4時
八重山保健所 ☎2-3240(内線31)	

電話番号が記載されている所は電話でも健康相談を受け付けています

不動産に関する無料相談会を実施

平成7年都道府県地価調査に係る「不動産に関する無料相談会」を実施します。

この無料相談会は、「地価公示制度」及び「都道府県地価調査制度」の普及を図り、国土利用計画法、土地基本法について一般の理解を深め、土地に関する法律問題、土地税制等、不動産全般についての相談を行います。

日時：平成7年9月22日(金)

午前10時～午後4時

場所：石垣市役所ロビー

主催：(社)沖縄県不動産鑑定士協会

後援：沖縄県

戦没者の遺族の皆さまに 特別弔慰金が支給されます

国では終戦50周年を迎えるに当たり、改めて弔慰の意を表すために特別弔慰金を支給いたします。対象となるのは、平成7年4月1日現在、同一の戦没者について、公務扶助料や遺族年金などの支給を受ける方がいない遺族です。

次に挙げる遺族のうち、その順序に従って最も順位が先の方お一人に、額面40万円の国債が支給され、平成8年から平成17年までの10年間にわたり年間4万円ずつ償還されます。なお、同順位の方が複数いるときは、お一人を選定して請求していただきます。詳しいことは、民生部市民生活課へお問い合わせください。

- (1) 平成7年4月1日までに弔慰金（遺族国庫債券）の受給権を取得した方
- (2) 戦没者の子
- (3) 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち、戦没者の死亡当時、戦没者と生計をともにしていた方（ただし、結婚や養子縁組により、現在、氏が変わっている人を除く）
- (4) 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち、戦没者と生計関係がなかった方及び(3)グループで除かれている氏が変わっている方
- (5) 兄弟姉妹の配偶者、甥、姪、おじ、おば、およびこれらの配偶者など、3親等内親族のうち戦没者の死亡まで引き続き1年以上生計をともにしていた方

消費生活センターから

「PL法」って何？

「PL法」は私たちの生活にどんな関係があるの？

一九九五年（平成七年）七月一日から「PL法」（製造物責任法）がスタートしました。大量生産、大量消費の時代といわれる今日、商品の欠陥によって思いもよらない事故が起きることがあります。

製品の欠陥（安全性を欠いていること）によって消費者が生命、身体または財産に被害を受けたとき、その製品の製造者などに対して損害賠償を求めることが出来ます。このように「PL法」は、被害者の保護を目的とした法律なのです。尚、単に製品の性能や調子が悪いといった安全性にかかわらない問題は「PL

法」の対象になりません。損害賠償の例は？

「PL法」の対象となるのは製造物の欠陥によって、人の生命、身体または財産に被害が及んだときです。テレビが壊れただけで他に被害が及ばない場合は、PL法の対象とはなりません。また、「テレビから出火してカーテンが燃えた、テレビから出火してやけどをした」などの被害がある場合にPL法が適用されます。

PL法の「製造物（製品）」とは？

「PL法」の対象製品は、工業的大量生産・大量消費される物を中心とする「製造または加工された動産」ときめられています。よって、未加工の農林水産物、不動産、サービスなどはPL法の対象にはなりません。

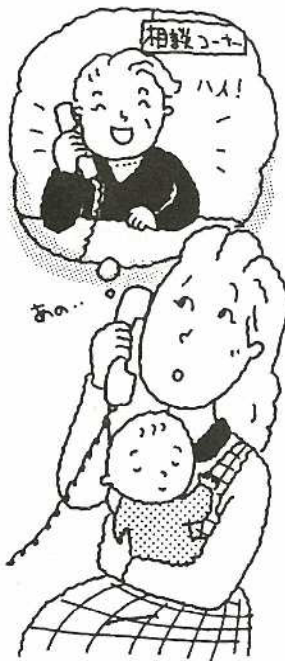
この法律によって何が変わる

のでか？

今までよりも被害者が損害賠償を求める場合の立証負担が軽くなります。さらに製造者はこれまでより、安全性の高い製品が製造され、「警告表示」「取扱説明書」がつけられるなど、消費者の視点に立ったより製品が消費者に提供されることが期待されます。消費者は、適切な使い方に努めることが大切です。

どんなに安全性の高い製品でも、使い方によっては思わぬ事故を引き起こすことになってきます。製品本体などに記載されている警告表示や取扱説明書をよく読むなど、より適切な使い方に努めることが大切です。特に警告表示には注意して製品を選びましょう。尚、事故が起きた場合には、あわてず、写真をとっておくなど現場や被害の状況を確認・記録するよう努め、万が一事故にあった時は通産省相談窓口・国民生活センターなどにご相談下さい。また、欠陥商品はなるべく手元で保管するなど大切な注意点です。

沖縄県消費生活センター
八重山分室 ☎二二二八九



中央児童相談所巡回相談

沖縄県中央相談所では、子供の問題で悩んでおられる方々に、家庭での適切な指導方法を知っていただくと共に、児童の幸せの為に相談日を設けました。
お気軽にご相談ください。

日時：

平成七年九月十九日(火)

午前十時三十分から午後五時まで

(受付は午後四時まで)

平成七年九月二十日(水)

午前九時から午後四時まで

(受付は午後三時まで)

場所：

石垣市老人福祉センター(三〇〇六二)

申込み先：

石垣市民生部児童家庭課 二一七〇四

八重山福祉事務所(児童係) 二二三三〇

相談を受ける内容

(1)言葉の遅れ、発音不明瞭など言葉の発達についてのご相談。

(2)肢体不自由、知恵遅れ等心身の発達についてのご相談。

(3)家出、怠学、不良交友、盗み等の非行のご相談。

(4)登校拒否、かん黙、落ち着きがない等性格行動。

(5)家庭の事情で養育が困難。

(6)その他しつじ上お困りのご相談。



傷病賜金(目症)の支給要件が緩和されました

恩給法の改正により、本年7月1日から傷病賜金(目症)の支給要件が緩和され、下士官以下の旧軍人で、公務により受傷し、その障害の程度が第1目症又は第2目症である方に、傷病賜金(一時金)が支給されることになりました。支給額は、第1目症4万8千円、第二目症3万2千円です。

なお、過去に傷病恩給や傷病賜金を受けたことがある方は、対象とはなりません。

請求に関するお問い合わせ先

○沖縄県援護課(098)866-2177

○総務庁恩給局第一課

(03)5273-1330

農業経営改善計画認定制度を推進

新政策を受けて成立した「農業経営基盤強化促進法」の施行により、地域農業を担う新しい認定農業者制度がスタートしました。

「認定農業者制度」とは、経営規模の拡大・集約化、複合化によって他産業に遜色のない経営体づくりを目指す農業者等の農業経営改善計画を市町村が認定し、関係機関が一丸となって応援するものです。

市が認定する農業経営改善計画(要件)は次のとおりです。

- ①石垣市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の経営指標水準以上であること
- ②目標を達成することが確実視されること
- ③農用地の効率的・総合的な利用を図る内容となっていること

石垣市農業経営改善支援センターでは、認定を志す皆様からの経営改善計画認定申請書の受付を行っています。本制度の内容や認定を受けた場合のメリットなどについては下記までお問い合わせください。

連絡先

石垣市農業経営改善支援センター

石垣市農業委員会事務局

☎2-9911(内線382) 2-1563(直通)



「あなたの身内で家出、その他の理由で行方が分からないままになっている方、音信が途絶えて生死がわからない方はいませんか。」

沖縄県警察本部と八重山警察署では九月一日から九月三十日までを行方不明者捜索強化月間と定め、「行方不明者をさがす相談所」を開設しています。

ご相談を待っています。

○家出当時の服装や手術のあとや入れ歯などの特徴、時計、指輪など所持品の特徴をお尋ねします。

○本人の写真がありましたら持参して下さい。

行方不明者をさがす相談所

平成8年度学生募集 沖縄職業能力開発短期大学校

本校の概要

本校は職業能力開発促進法に基づき、労働省所管・雇用促進事業団が設置運営する2年制の工科系短期大学校として、1992年4月に開校した職業能力開発短期大学校です。

募集科及び募集定員

制御技術科—30名・電子技術科—30名
情報処理科—30名・住居環境科 30名
物流情報科—30名・ 合計 150名

推薦入試

①募集人員：各科15名程度

入試日程：願書受付期間：

平成7年11月1日(水)～11月10日(金)

試験日：平成7年11月17日(金)

合格発表：平成7年11月30日(木)

入学手続期間：

平成7年12月4日(月)～12月8日(金)

一般入試

入試日程：願書受付期間：

平成8年1月10日(水)～1月23日(火)

試験日：平成8年2月6日(火)

合格発表：平成8年2月23日(金)

入学手続期間：

平成8年3月4日(月)～3月13日(水)

問い合わせ先：

沖縄県職業能力開発短期大学校 学務課

所在地 沖縄市池原2994-2(098-934-6282)

国民の祝日「海の日」

シンボルマーク・スローガン募集

平成8年から7月20日が国民の祝日「海の日」になります。それを記念して「海の日」のシンボルマークとスローガンを募集いたします。

【シンボルマーク応募方法】

A4版(297×210)の白のケント紙か画用紙を縦に使用。紙の中央に作品を描き、下の余白に ①制作意図 ②氏名・年齢③住所・電話番号 ④業または学校・学年を明記してください。

【シンボルマーク応募方法】

官製はがきに「海の日」のスローガンと、①氏名・年齢 ②住所・電話番号 ③職業または学校・学年を明記してください。

〈締切〉

平成7年9月30日(土)

当日消印有効

〈応募先〉

〒104 東京都中央区新川

1丁目23-17

マリンドビル

国民の祝日「海の日」

を祝う実行委員会

シンボルマーク

・スローガン係

主催：

国民の祝日「海の日」

を祝う実行委員会

海にひろこう われらの未来!



市立図書館が お休みになります

蔵書点検・特別資料整理のため

市立図書館では、不明図書や未返却図書の整理、蔵書の点検を徹底して行うため、毎年特別資料整理期間を設け、閉館して資料の点検、整理作業を行っています。

【期間】

九月十二日(火)から
九月三十日(土)まで

【作業内容】

- ◎約十五万冊余りの図書等をコンピューターで確認し、紛失調査や追跡調査を行う。
- ◎未整理資料を整理。
- ◎破損・汚損資料の整理。
- ◎書架の配置替えや、整理。
- ◎督促ハガキ送付リスト作成。



9月の市民カレンダー (September・長月)

健康増進普及月間、がん征圧月間、福祉月間、船員労働安全衛生月間

10日(日)大安	吉原家庭教育学級 婦人がん検診 (市民会館展示ホール)	風疹予防接種 (平真小・八島小) 住民検診 (20日まで・登野城2町内)
11日(月)赤口	9月定例会開会 国勢調査調査員説明会 (22日まで、市役所会議室・9日間開催) 保育所継続入所申請受付 (26日まで)	20日(水)先負 食生活改善指導 (旧港湾ターミナルビル) 母親学級 (旧港湾ターミナルビル) 「空の日」「空の旬間」95イシガキスタート (30日まで)
12日(火)先勝	風疹予防接種 (白保幼・白保小・白保中・八重山養護・宮良幼・宮良小) 食生活改善伝達講習会 (J A 大浜支所) 平成7年度「ワープロ・パソコン科」技術講習会閉講式 市立図書館特別資料整理蔵書点検(30日まで)	21日(木)弘滅 秋の全国交通安全運動 (30日まで) 風疹予防接種 (登野城小・海星幼小) 1歳6ヵ月児健康診査(旧港湾ターミナルビル)
13日(水)友引	タンカー事故訓練 (石垣港) 3歳～5歳児風疹予防接種 (14日まで・市民会館中ホール) 住民検診 (宮良地区) 母親学級・妊婦乳児等保健相談 (旧港湾ターミナルビル) 離島フェア出展業者説明会 甲種防火管理者講習会 (14日まで) 定期予防接種 (風疹)(市民会館大ホール)	22日(金)大安 八重山家畜市場開催 離島フェア95 (24日まで・宜野湾市) 青少年健全育成講演会 (市民会館中ホール)
14日(木)先負		23日(土)赤口 秋分の日 第3回「いしがき平和学級」(戦跡地巡り) 家族計画指導事業(旧港湾ターミナルビル) 乳児一般健康診査(旧港湾ターミナルビル) 「空の日」「空の旬間」空港施設見学及び史跡巡り
15日(金)弘滅	「敬老の日」 「老人保健福祉週間」 (21日まで) 敬老会 (市民会館大ホール)	24日(日)先勝 結核予防週間 (30日まで) 環境衛生週間 (10月1日まで)
16日(土)大安		25日(月)友引 石垣・台北直行便フライト蘇澳鎮友好交流団出発 風疹予防接種 (石垣第二中) 住民検診 (28日まで・大浜、磯辺) ワープロ教室 (30日まで・平得公民館)
17日(日)赤口	国保税2割軽減申請書受付 (30日まで) 資源ごみ回収日 (各地区集積場) 虹の青年学級	26日(火)先負 友好都市調印式 (台湾蘇澳鎮) 風疹予防接種 (石垣中) 食生活改善指導 (旧港湾ターミナルビル)
18日(月)先勝	「花と緑の街角コンクール」作品の公募 (25日まで) 石垣空港到着ロビートイレ落成供用開始 石青協・大浜青年学級	27日(水)弘滅 母親学級 (旧港湾ターミナルビル) 沖縄県社会福祉協議会普通救命講習会
19日(火)友引	国連開幕日「世界平和の鐘」鐘打式 (新栄公園) 食生活改善伝達講習会(旧港湾ターミナルビル) 沖縄県中央児童相談所巡回相談 (20日まで・老人福祉センター)	28日(木)大安 1歳6ヵ月児健康診査(旧港湾ターミナルビル) 沖縄県舞台芸術シアター(市民会館大ホール)
		29日(金)赤口 食生活改善伝達講習会 (白保公民館) 三川家庭教育学級
		30日(土)先勝 女性講座いしがき95 (市民会館会議室) 一斉街頭指導 (青少年センター)